

石井正著『知的財産の歴史と現代

—— 経済・技術・特許の交差する領域へ歴史からのアプローチ——』*

中 岡 哲 郎**

特許庁審査官時代の織機技術史研究でよく知られた著者が、退官後、大阪工業大学に日本最初の知的財産学部を立ち上げ、学部一年次に知的財産の導入教育を置き、自らが担当した。その講義を基に書いた本である。近代特許制度と著作権の歴史を中世から現代まで克明にたどり、その上で、現代の知的財産問題の核心に光を当てた好著だ。

第1章は現代の知的財産問題の輪郭と着目点が語られるが、それらは本論でも自ずと繰り返されるから、近代特許制度と著作権の形成の歴史を語る2～4章から紹介してゆく。

11～16世紀、地中海貿易で栄えルネッサンス文化の中心地の一つでもあったヴェネチア共和国で、これまで知られていない新技術を持った職人を国外から招聘するに当って、特典として既存のギルドの枠外でその新技術の独占使用権を一定期間与える、現代の特許に近い慣行が形成される。この新技術についての慣行は、職人の移動を通して、フランスや

ドイツなどヨーロッパ全体に広まる。

ヨーロッパ大陸の西に位置する島国であった当時のイギリスは、毛織物、染色、ガラス、石炭、鉄製武器生産、刃物鋼、活版印刷等々広範な分野で、大陸からの技術移転に依存していた。大陸から新技術をもつ職人の招聘のために、この枠組みによる国王の特許状が数多く発行されたが、新商品の製造販売独占による巨利の魅力で、当初の役割を越え濫用乱発されるようになり、国民の囂々たる非難の中に、1622年成立の専売条例による独占の禁止となるのである。そのとき例外条項として、新規方法の発明者に限り14年以下の期間に限りて専門特許を与えることにしたのが、今日の発明特許の出発点とされる。著作権の場合は、1709年成立の著作権法で、書籍業カンパニーに与えられる特定の書籍の独占印刷権が、14年間の保護期限が切れた後著者に移り、さらに14年間保護されるという形で成立している。14年の保護期間に見られるように、発明

* 2007年1月26日受理

** 大阪市立大学名誉教授

特許の例に倣ったのである。

新しい特許の制度は、一世紀以上をへた産業革命の頃に、発明が産業の発展を導き、発展の生みだす矛盾が新発明を誘発し、更なる発展を生む時代を導く。アークライトの水車紡績の特許をめぐる裁判を例に明細書の必要性が語られ、ワットと蒸気機関特許を例に、特許実施権を自己で独占し作った商品に特許料を上乗せして売る方法と、他人に実施許諾を与えてロイヤリティをとる方法が比較され、ロイヤルソサエティとドイツ大学の哲学学部の比較を通して、特許を武器にした技術覇権がやがてイギリスからドイツへ移行して行く問題が語られる。この構成は、学生への講義用組立だろうが巧妙で読ませる。(2章)

移民の国アメリカは、職人移民の数が少なかったので当初から発明が重視された。特許と著作権の制度はほとんどイギリスをモデルに作られるが、そこには自ずと、「広大な土地を前提に、特別な歴史をもたず、文化的な背景を持たない」国の必要に応じた技術という個性が現れる。最初のアメリカ独自技術「互換性生産方式」がその例だ。「格別に技能を必要とせずに部品を単純に組み立てて」作る機械製造法、部品を交換すれば故障した機械が動く機械修理法は、まさにアメリカ固有の必要に応じて発展した技術である。

十九世紀半ば頃からアメリカの特許件数は急増しイギリスを追い抜いてゆく。電気、電信、自動車、航空機など技術の新領域と、アメリカ固有の必要が結びついた発展だった。

エジソンの白熱電球の発明からジェネラル・エレクトリックへ、ベルの電話の発明からAT&Tとウェスタン・エレクトリックへ、

といった巨大企業の成長過程、また外国企業マルコーニ社の電信独占への対抗手段として生まれた、特異な特許管理会社RCAの形成過程、ライト兄弟の航空機基本特許と特許プールの問題などを例に、発明家が企業内研究所に役割を譲り、特許が巨大企業の市場戦略の武器となり、クロスライセンス協定、特許プール、カルテル、政府の反独占政策などが主役となる時代が描かれる。(3章)

次に、ヨーロッパ主要国での特許制度成立もたどられる。フランスでは1666年、王政下の科学アカデミーに特許審査機能が付与された。フランス革命ですべての差別、特権が廃止され、特許も著作権も無効となるが、すぐに前者は発明者の「自然法上の権利」として、後者は著者の「天才の権利」として復活する。ナポレオン戦争後、領邦国家ドイツ連邦として出発し帝国への道を歩むドイツでは、特許は後進国に不利な制度という考えが支配的であったが、ドイツ技術者協会の熱心な運動、アメリカの技術的躍進の刺激、73年から始まる大不況の影響で、1877年ドイツ帝国特許法が成立する。その他、産業革命の最も遅かった帝政ロシアで外国人に極めて不利な特許制度が生まれ、自由貿易の国オランダで特許が廃止されまた復活する過程も興味深い。1873年ウィーン万博の際、出品物の模倣防止に対しオーストリアの特許法が不利であった問題に端を発し、工業所有権国際会議が重ねられ、「工業所有権保護に関する1883年3月20日のパリ同盟条約」がスタートする。

人工染料で世界をリードし第一次大戦での特許接収によってその地位から転落したドイツが、業界合同による巨大企業I.G.ファル

ベンで復活し、スタンダード石油と業務提携にいたる過程を描いた部分は、特許問題が世界化する次代を予感させる。(4章)

第5章～7章が日本の特許制度である。明治4年早くも専売略規則が公布されるのは、特許制度の必要性の認識は早かったことを示すが、時期尚早で翌年には執行停止となる。明治18年専売特許条例成立までの期間は、海外特許制度の精力的調査、日本にあるべき制度についての議論に費やされる、福沢諭吉、神田孝平、井上毅、高橋是清、井上馨等々が主要登場人物である。条例では外国人は特許出願できないことになっていた。外国人も出願を認めよといった農商務相井上馨に対し、その問題は条約改正の取引材料として残しておく方がよいと高橋が進言し、井上がそれを認めたという話は面白い。不平等条約改正の取引材料として外国の不利をわざと残したのである。しかし、このやり方は、条約改正の進行とともに、特許制度にせよ、著作権にせよ、世界標準に従っていったことも示す。

このように成立した特許や著作権の制度は、なかなか日本人に理解されなかった。安藤博の多極真空管の特許は、高周波ラジオには極めて重要な役割を果たすものだが、安藤が業者に実施許諾契約と特許料支払いを求めると、不当な搾取であるかのごとき扱いを受け、松下幸之助が安藤から関連特許一切を二万五千円で買取り、無償ですべての業者に公開すると、安藤の強欲と対照的な美談として報じられた。「欧州諸国の著作権の代理人」ウィルヘルム・プラーゲが日本放送協会との著作権使用料協定のため来日した時巻き起こった一連の反応も似たようなものだった。電球の対

米輸出をめぐる輸出業者とGEとの間におきた特許侵害訴訟の経過も、戦前社会ではまだ国際トラストとの対応など予想外だったことを示す。(5章)

こうした中であって特許を目標に発明を行い、特許を利用して起業し、更なる発明と特許取得を企業の発展に結びつける道を開拓した例として、豊田佐吉による動力織機の発明と自動織機の構想、息子喜一郎による自動織機の完成、その日本機械工業にとっての意味が論じられる。著者の研究によって周知の話だが説得的である。(6章)

敗戦時の日米の技術較差は巨大であった。戦後は戦中に没収された特許の回復、秘密特許の処理などから始まるが、外国為替及び外国貿易管理法(1949)以後は、較差を埋めるための技術導入ラッシュとなる。エレクトロニクス分野の技術導入、ミシン輸出とカルテル問題などが論じられる。導入した技術を改良し特許出願することが、研究開発と特許出願の練習過程となった。この時期アメリカが反独占・アンチパテントの時代であったことが、日本にとって大きな味方となる。最後に集積回路をめぐるキルビー特許(テキサス・インスツルメント社)とプレーナー特許(フェアチャイルド社)という二種類の基本特許が成立する過程が詳しく説明されるのは、次章への導入のためであろう。(7章)

次章の主役は、そのキルビー特許の有効期限を、日本の特許法の盲点について延長しようとするテキサス・インスツルメント社に対する富士通による異議申し立て訴訟、ミノルタのヒット商品自動焦点一眼レフに対するハネウェル社による特許侵害訴訟という、二つ

の特許裁判の、技術的争点と特許法上の争点を抑えたケーススタディである。

この章自体の主内容は、80年代に日米の技術水準は「拮抗」と表現してよい状態に達したという主張と、先端技術製品の国際競争力喪失に危機感を持つアメリカが、1985年のヤングレポートを転機に、それまでの反独占・アンチパテント政策から、プロパテント、知的財産権の保護に転じ、GATTを舞台として問題提起し、二国間協定で国別にアメリカに不利な特許法の改定を迫り、知的財産権の国際協定 TRIPS において自国に有利な国際協定を追求する過程であるが、二つのケーススタディを重ねて説かれるので迫真力がある。(8章)

ここまでは歴史であるが、9章ではその到達点としての現代の技術開発とその産物としての知的財産が考察される。2001年度の日本の研究開発投資総額は、16兆4700億円でアメリカの約半分、ドイツの2倍半程度である。その使用の割合は民間7、大学2、その他1で民間が圧倒的に高い。特許出願は年間40万件程度、自動車だけで年間1万件、電子写真複写機だけで8000件(1982年)と、一製品分野に大量の特許出願が集中する傾向がめだつ。こうした傾向をもつ技術領域を、著者は蓄積型技術と名付け現代の特徴とする。

研究開発の成果を市場における成功に結びつけるために必要なものは特許だけではない。アメリカでは医薬と化学では特許取得が成功に決定的とされ、それ以外の分野では、リードタイムの維持が最重要で、そのために特許をとらず秘匿する場合も、とくに製造プロセスでは多い。日米の比較では、日本の方が特

許取得を重視する傾向がある。それは欧米の後発者として競争に参入してきた歴史と日本の得意領域は蓄積型技術であることに起因するようだ。だが知的財産管理費用の分析では、日本の費用はアメリカの倍であり、人員の三分の二は特許出願事務に携わっている。知的財産管理は出願事務に足をとられ、財産の活用には及んでいない状況が示唆される。

最終章は現代と近未来を念頭に置き知的財産の核心的問題が論じられる。蓄積型技術における特許数の増大に伴う、特許の藪の中に特許侵害の地雷が隠れているような状態、複数の特許の請求範囲が重なっている等々の矛盾と、その矛盾を回避する手段としての特許プールや連邦巡回控訴裁判所などの事例；エイズの治療薬が高価すぎ最も治療を必要とする最貧国で使えない問題を例に TRIPS における最恵国待遇の必要性；研究開発における職務発明と発明者報酬の問題；製品の高度システム化につれ、着想・開発・製品化を一貫して企業内で行うことは不可能になり、企業グループが分担・連携して並行的に開発する例が増加する傾向などが論じられ、最後に知識の共有化に基づく新しい研究開発の可能性が、リナックスなどを例に探られている。

本書を読むことは知的な大河ドラマを読むような魅力があった。中世のヴェネチアで形をとった一つの慣行が、職人の移動と共にヨーロッパに広がり、辺境のイギリスで発明と特許の制度に変身する。その制度はアメリカと国民国家の興隆期ヨーロッパ諸国で、産業発展と技術振興のため、国情に応じて制度化され、教育による技術者養成、研究開発による新製品の企業化、特許の企業内集積と特許

侵害裁判を市場競争の武器とする、巨大企業時代を導く。反トラスト・アンチパテント政策で、大企業の過剰な市場支配を排除したアメリカが、第二次大戦後の技術覇権を握るが、そのアメリカの反独占政策は新興勢力日本やNIESの登場を助ける。新興勢力製品の競争力に覇権を脅かされたアメリカが、アンチパテント政策を捨て、情報通信の発達の中で意味を変えた著作権なども含め産業所有権の全面保護の転ずる中で、知的財産という新概念とそれを保護する制度が生まれる。

ドラマの各所で、著者が特許の内容や特許裁判のケーススタディを巧妙に使用していることが特に印象的であった。技術はそれを取り巻く社会とのリンクを通して発展するというのは、評者の年来の主張であったが、その問題の解き口として、技術知が富に変換される過程を媒介している特許と特許紛争を、も

っと重視しなければならぬことを教えられた。

技術史は発明の歴史として語られることが多いが、発明と不可分な特許の細部はあまり登場しない。特許を中心にした研究は、多くの場合件数の分野別推移を、技術進歩の指標とするマクロな分析であって、社会知である技術が、知的「財産」として個人、法人、国家に囲い込まれながら発展してゆく過程を解明するには適切ではない。これからの技術史研究には、明細書の内容に立ち入って技術を捉え、特許紛争の分析を通して企業間技術競争を捉えるような手法がもっと必要になろう。そうした関心をもつ技術史・技術論研究者にとって本書は絶好の手引きとなるだろう。

※石井正著『知的財産の歴史と現代——経済・技術・特許の交差する領域へ歴史からのアプローチ——』、発明協会、2005年5月刊、xxx+418頁、定価3000円+税、ISBN978-4-8271-0805-6